

特定資産取扱要領「特別積立資産」(案)

「特定資産取扱要領」

特定資産名称	特 別 積 立 資 産
1. 特定目的	本会設立時に拠出された基本財産及び運用利息である。 本会は一般社団法人による法人化を目指しているが、その設立認可申請には、基本財産の存在は要件とはならない。 このため、この資金を本会の運営を維持するための特定資産とし、管理することを目的とする。
2. 財源	一般正味財産
3. 積立方法	あらたな積立は行わない。
4. 目的取崩の要件	特定の取崩事由は定めず、個別取崩案件毎に理事会で審議判定する。また、予算措置並びに支出前に再度の理事会承認を必須の要件とする。
5. 目的外取崩しの要件	特定化の目的を重視し、原則として目的外取崩しは認めない。
6. 運用方法	当面は、市中金融機関の定期預金として運用する。